

令和7年9月

第142回丹波市議会定例会議案書

人事案件は
白ページにしています。
(P1~4)

議案第64号

丹波市議会議員及び丹波市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市議会議員及び丹波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市議会議員及び丹波市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

丹波市議会議員及び丹波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例（平成19年丹波市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第9条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

第13条及び第14条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の丹波市議会議員及び丹波市長の選挙における選挙
運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を
告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙につい
ては、なお従前の例による。

議案第65号

丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び丹波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び丹波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び丹波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 丹波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年丹波市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、丹波市職員の育児休業等に関する条例(平成16年丹波市条例第35号)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 丹波市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号におい

て「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(丹波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 丹波市職員の育児休業等に関する条例(平成16年丹波市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第18条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「短時間勤務職員」という。)」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第19条の前の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間(労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間を承認されている職員(非常勤職員を除く。))については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は」に改め、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。))に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第19条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場

合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(丹波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の丹波市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第66号

市有財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

令和7年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

1 無償貸付する財産

土地

所在	面積
丹波市市島町上竹田字中井1番1	162m ²
丹波市市島町上竹田字中井1番3	2,548m ²
丹波市市島町上竹田字中井8番	3,247m ²
丹波市市島町上竹田字中井8番1	143m ²
丹波市市島町上竹田字中井12番1	5,566m ²
丹波市市島町上竹田字中井12番6	64m ²
合計 6筆	11,730m ²

建物（旧前山小学校）

名称	構造	延床面積
屋内運動場	鉄筋コンクリート造2階建	1,299.00m ²
校舎	鉄筋コンクリート造2階建	2,143.00m ²
屋外便所	木造1階建	51.60m ²
体育倉庫	鉄骨造1階建	30.00m ²
プール付属棟	鉄筋コンクリート造1階建	40.00m ²
灯油庫	鉄骨造1階建	2.00m ²
合計 6棟		3,565.60m ²

2 無償貸付の相手方

名称 株式会社 西山酒造場

代表者 代表取締役 西山 周三

所在地 兵庫県丹波市市島町中竹田1171番地

3 無償貸付の期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

議案第67号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、議決を求める。

令和7年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 工事名 青垣診療所改修工事
- 2 契約金額 181,500,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 16,500,000円)
- 3 契約の相手方 名 称 株式会社 森津工務店
代表者 代表取締役 足立 裕之
所在地 兵庫県丹波市山南町小野尻334番地の1

議案第68号

権利の放棄について

次のとおり市が有する債権を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議決を求める。

令和7年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 債権の名称
訓練等給付費返還金
- 2 債権の額
86,587円

議案第69号

市有財産の売払いについて

次のとおり財産を売り払うことについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和7年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

1 売払財産
土地

所在	面積
丹波市春日町歌道谷字歌道谷133番3	5,308.94m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷136番2	57.00m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷137番1	996.00m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷137番2	54.00m ²
丹波市春日町歌道谷140番3	190.83m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷141番	390.00m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷142番2	445.91m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷143番3	1,552.13m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷144番2	374.80m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷145番1	27 m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷145番2	889.48m ²
丹波市春日町歌道谷146番2	92.39m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷147番2	8.54m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷147番3	76.45m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷148番2	109.00m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷149番1	227 m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷149番2	20.00m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷149番3	4,103.24m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷150番2	10.00m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷151番2	11 m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷151番3	38.45m ²
丹波市春日町歌道谷155番2	33.08m ²
丹波市春日町歌道谷155番4	9.28m ²
丹波市春日町歌道谷156番2	290 m ²
丹波市春日町歌道谷156番4	116.41m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷156番7	21 m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷157番	6,678.00m ²

丹波市春日町歌道谷157番 2	47 m ²
丹波市春日町歌道谷157番 3	14.63m ²
丹波市春日町歌道谷159番 2	37 m ²
丹波市春日町歌道谷159番 3	8.42m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷164番 1	253 m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷164番 2	1,843.04m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷164番 3	101.42m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷167番 3	1,719.80m ²
丹波市春日町歌道谷字歌道谷168番 3	8,861.61m ²
丹波市春日町歌道谷168番 4	32.58m ²
丹波市春日町歌道谷177番 3	3.85m ²
丹波市春日町歌道谷177番 5	24.34m ²
丹波市春日町歌道谷177番 6	33.15m ²
合計 40筆	35,109.77m ²

2 売払価格

319,000,000円

3 売払いの相手方

名 称 大和特殊鋼 株式会社

代表者 代表取締役 山本 正廣

所在地 大阪府大阪市西区立売堀四丁目 1 番 3 号

議案第70号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第2条の規定により、議決を求める。

令和7年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 工事名 漢方の里総合運動公園整備工事（第3期）
- 2 契約金額 176,000,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 16,000,000円）
- 3 契約の相手方 名称 株式会社 森津工務店
代表者 代表取締役 足立 裕之
所在地 兵庫県丹波市山南町小野尻334番地の1

議案第71号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和7年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材購入
- 2 契約金額 36,850,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,350,000円)
- 3 契約の相手方 名称 兵庫トヨタ自動車 株式会社 特販営業所
代表者 所長 白根 浩司
所在地 兵庫県神戸市須磨区大池町三丁目1番1号

議案第72号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和7年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 救助工作車及び救助資機材購入
- 2 契約金額 206,800,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 18,800,000円)
- 3 契約の相手方 名称 株式会社 モリタ 関西支店
代表者 支店長 谷口 裕和
所在地 兵庫県三田市テクノパーク32番地

議案第73号

丹波市立吉見小学校の廃止について

丹波市立吉見小学校を廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、同意を求める。

令和7年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 施設名 丹波市立吉見小学校
- 2 所在地 丹波市市島町上田222番地1
- 3 用途 学校
- 4 廃止年月日 令和8年4月1日

議案第74号

丹波市立三輪小学校の廃止について

丹波市立三輪小学校を廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、同意を求める。

令和7年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 施設名 丹波市立三輪小学校
- 2 所在地 丹波市市島町酒梨205番地
- 3 用途 学校
- 4 廃止年月日 令和8年4月1日

議案第75号

丹波市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立学校設置条例の一部を改正する条例

丹波市立学校設置条例（平成16年丹波市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「吉見小学校」を「市島小学校」に改め、同表小学校の部三輪小学校の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（丹波市立学校施設使用条例の一部改正）
- 2 丹波市立学校施設使用条例（平成16年丹波市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「吉見小学校」を「市島小学校」に改め、同表三輪小学校の項を削る。

議案第76号

丹波市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

丹波市立学校施設使用条例（平成16年丹波市条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

（消費税含む。）

学校名	屋内運動場使用料（1時間当たり）	屋内運動場空調設備使用料（1時間当たり）	屋外運動場使用料（1時間当たり）	屋外運動場照明施設使用料（30分当たり）
崇広小学校	660円	—	440円	100円
新井小学校	660円	—	440円	100円
中央小学校	330円	—	440円	210円
東小学校	660円	—	440円	210円
西小学校	660円	—	440円	210円
南小学校	660円	—	440円	210円
北小学校	660円	—	440円	210円
青垣小学校	660円	—	440円	210円
黒井小学校	660円	—	440円	—
春日部小学校	330円	—	440円	100円
大路小学校	660円	—	440円	—
進修小学校	660円	—	440円	100円
船城小学校	330円	—	440円	—
上久下小学校	660円	—	440円	100円
久下小学校	660円	—	440円	210円
小川小学校	660円	—	440円	210円
和田小学校	660円	—	440円	100円
竹山小学校	660円	2,090円	440円	210円
吉見小学校	660円	—	440円	—

三輪小学校	330円	—	440円	210円
柏原中学校	660円	2,090円	550円	—
氷上中学校	660円	2,090円	550円	—
青垣中学校	660円	2,090円	550円	—
春日中学校	660円	2,090円	550円	—
山南中学校	660円	2,090円	550円	—
市島中学校	660円	2,090円	550円	210円

備考

- 1 屋内運動場において面積の2分の1以下を使用する場合は、それぞれの使用料の額の半額とする。
- 2 前項の使用料に端数が生じる場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

別表第2（第5条関係）

（消費税含む。）

学校名	柔剣道場使用料（1時間当たり）	柔剣道場空調設備使用料（1時間当たり）
柏原中学校	330円	480円
氷上中学校	330円	480円
青垣中学校	330円	480円
春日中学校	330円	480円
山南中学校	330円	480円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第77号

丹波市アフタースクール実施条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市アフタースクール実施条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月1日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市アフタースクール実施条例の一部を改正する条例

丹波市アフタースクール実施条例（平成26年丹波市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

吉見アフタースクール	丹波市市島町梶原1124番地	80人
------------	----------------	-----

」

を

「

市島アフタースクール	丹波市市島町梶原1124番地	120人
------------	----------------	------

」

に改め、同表美和アフタースクールの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。